

告 示

埼玉県教委告示第十号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があったので、公示する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 廃止する技能教育のための施設の名称

イ クラーク高等学院さいたま校（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町二丁目六十九番五）

ロ クラーク高等学院所沢校（埼玉県所沢市大字北秋津七百八十八番地の三）

二 廃止年月日

令和五年三月三十一日